第6回会議 報告事項 資料

西伯町·会見町合併協議会

平成15年6月5日

まちづくり委員会の進め方について

まちづくり委員会の進め方に関する質疑事項等は、別紙のとおりであった。 なお、この内容については、6月12日(木)及び15日(日)に開催予定の「両町ぐるっと一周見学会」において各まちづくり委員に伝達する。

平成15年6月5日

西伯町・会見町合併協議会 会 長 坂 本 昭 文

Q&A まちづくり委員会の進め方について

西伯町・会見町合併協議会事務局

この資料は、5月18日に開催された第1回まちづくり委員会で質問のあった事項等 を問答形式でまとめたものです。

第1 まちづくり委員会の枠組み

- Q1 まちづくり委員会の目的はなんですか?
- A1 町民の有志の方から、まちづくり計画に関して率直な意見を聴くことです。
 - ・ この委員会は、西伯町・会見町合併協議会が作成する「まちづくり計画」に対して、 住民の有志のみなさんから意見を伺うために開催するものです。
 - ・ 併せて、みなさんにご意見をいただく「まちづくり計画 (原案)」を両町のみなさん に情報公開することによって、合併への関心を高め、議論を深めることを目的として います。
- Q2 まちづくり委員会では、どんなことでも発言してよいのですか?
- A2 まちづくり計画に限定して話をしていただきたいと考えています。
 - 1の目的から、みなさんにご意見を伺うのは、西伯町と会見町が合併することを想 定して作成する「まちづくり計画」の内容に限定されることをお含み置きください。
 - したがって、合併の相手方の是非や協議会の協議内容などについての議論はお控え いただきたいと考えております。
- Q3 合併協議全般に関する意見は、どのように伝えればよいのですか?
- A3 いつでも、合併協議会事務局にご連絡ください。
 - ・ A 2 の趣旨は、合併の是非や枠組みに関する議論、当協議会に対するご意見をいた だくことなどを拒否するものではなく、ご多忙なみなさんが参集していただく「まち づくり委員会」の場を目的に沿って有効に利用するという趣旨です。
 - ・ 合併に関するその他の意見・要望等をお持ちの方は、別途合併協議会事務局までお 寄せいただきたいと考えております。
 - なお、お寄せいただいた意見は、随時合併協議会の場で報告する予定です。

連絡先

電話: 0859-48-3375
FAX: 0859-48-3376
URL: http://www.saihaku.net/aimi/

E-mail: otayori@sanmedia.or.jp

第2 まちづくり委員会の運営

- 04 どのような進め方をするのですか?
- A 4 まずは、事務局がお示しする「まちづくり計画(原案)」の内容に沿って進めて いただくこととなります。
 - ・ これは、先進地の例で、「全く何もない所から話し合いを始めるのは、実際に難しい。」 という声が多かったことに基づきます。
- Q5 「まちづくり計画(原案)」は、どのようにして作るのですか。
- A 5 現在の両町の総合計画を基礎にして、合併協議会で協議した主要な事項に 従って作ります。
 - ・ 現在両町がまちづくりの基本方針としている「総合計画」を無視して全く新しい計画を作ることは、事実上不可能です。
 - ・ また、合併に関する主要事項(方式、時期、事務所の位置、議員の数や任期の取り 扱いなど)については、合併協議会の協議結果が話し合いの前提となっています。
- Q6 話し合いは、委員全員が集まって行うのですか。
- A 6 話し合いは、先にお示しした専門部会単位で進めます。
 - ・ 100人の委員が一同に会しても、却って効率がよくありません。
 - ・ なお、所属希望を伺っていますが、一部の部会に希望が集中しており、希望に添え ないこともあることをお含み置きください。
- Q7 所属する専門部会以外の内容についての意見があるんですが···
- A7 A3でお答えしたとおり、いつでも事務局へ意見をお寄せください。
- Q8 専門部会では、どのように話し合いを進めるのですか
- A8 話し合いは、専門部会を担当する両町の課長等が進行します。
- Q9 委員が個別に意見を事務局へ提出する方式ではいけないのですか。

A9 話し合うことでいるんな効果が期待できると考えています。

- · 立場や価値観の異なる人の意見を聴くことで、自分の意見が却ってよく整理できる ものです。
- ・ あまり関わりがないと思っていたことでも、いろんな観点からの意見を聴くことに よって、自分の立場からの意見が生まれることがあります。

Q10 まちづくり委員会全体としての意見集約をするのですか。

A10 多数決などで結論を出していただくことは考えていません。

- ・ 話し合いの目的は、委員のみなさんの率直なご意見を伺うことであり、多数決など で意見集約をして結論を求めるものではありません。
- ・ 様々な観点から、賛否両論、十分に意見を出し合っていただきたいと考えておりま す。

Q11 話し合いの内容は、どのように取りまとめるのですか。

A11 話し合いの内容は、全部録音し、文書にします。(いわゆる「テープ起し」です。)

・ その際、個人名は一切出すことはありませんし、間接的に個人が特定される可能性があれば、内容を一部伏せ字にするなど、最大限配慮しますので、自由に発言してください。

Q12 まとまった文書はどうするのですか。

A12 意見や要望は、そのまま協議会へ報告します。

- ・ 発言の内容を損なわないよう、 A 11 の目的以外には事務局では一切手を加えずに、 そのまま合併協議会へ提出します。
- ・ また、両町のみなさんに閲覧していただくなど、情報公開します。

Q13 私達が出した意見や要望は、どの程度まちづくり計画に反映されるのですか。

A13 次のとおりご理解いただきたいと考えています。

- ・ 合併協議会委員は、受け取った話し合いの内容を「まちづくり計画」作成に当たっての参考資料として活用します。
- ・ 「まちづくり計画」の作成に当たっては、事業の裏付けとなる「財政計画」との摺り合わせを同時に行いますし、賛否のいずれの意見も伺うこととすることから、意見

の反映については千差万別です。

・ 最終的に出来上がった「まちづくり計画」の中をごらんいただき、ご自分の意見がどう扱われたかご確認いただきたいと思います。